

ケース2(更生医療) 小腸機能障害(「重度かつ継続」に該当)(※1)で中心静脈栄養を受けている事例(月額医療費約22万円)

		見直し前	見直し後
一定所得以上 (所得税額30万円以上)		26,150円～健康保険の規定通り	22,000円(10%) ↓ 20,000円(9%)(※2)
住民税課税	所得税課税 (所得税額 30万円未満)	3,450円～22,000円	22,000円(10%) ↓ 10,000円(5%)
	所得税 非課税	2,250円～2,900円	22,000円(10%) ↓ 5,000円(2%)
住民税 非課税	障害基礎 年金1級 (低所得2)	0円	5,000円(2%)
	障害基礎 年金2級 (低所得1)	0円	2,500円(1%)

「重度かつ継続」

※1 小腸大量切除又は小腸疾患により小腸の栄養吸収機能が低下し、中心静脈栄養による栄養補助を要する症状

※2 経過措置(一定所得以上の方であっても、「重度かつ継続」に該当する場合は、自立支援医療の対象)による額。